



様式第2号（第5条関係）

寒河江市新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）交付申請書

令和 年 月 日

寒河江市長

殿

住所

氏名

電話番号

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の2の（3）又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（3）の規定に基づき経営開始資金の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の世帯所得 <sup>※1</sup> 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額 <sup>（※2）</sup> を記載	(ア)		円
今年の交付金額	(イ)		円
今回の交付申請額			円
	うち経営開始資金 令和 年 月 日～令和 年 月 日		円
	うち経営開始支援資金 令和 年 月 日～令和 年 月 日		円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） ・農の雇用事業、雇用就農資金、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成		<input type="checkbox"/> 受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 受けていない又は受けたことがない	

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。

資金の振込口座

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金	店・所	出張所
	金融機関コード		
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号
	郵便局 記号		(当座)番号
口座名義人	(ふりがな)氏名		

添付書類

- ・前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付。

様

寒河江市長

令和8年度寒河江市新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）  
交付決定兼額の確定通知書

先に申請のあった令和8年度寒河江市新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）の交付について、令和8年度寒河江市新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）交付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 交 付 金 額 円
- 2 上記交付金対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 資金の交付停止について  
次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、資金の交付を停止する。
  - (1) 実施要綱に定める交付の要件を満たさなくなった場合
  - (2) 農業経営を中止した場合
  - (3) 農業経営を休止した場合
  - (4) 就農状況報告を行わなかった場合
  - (5) 適切な農業経営を行っていないと判断された場合
  - (6) 報告の徴収又は立入調査に協力しない場合
  - (7) 虚偽の申請等を行ったことが判明した場合
  - (8) 原則、前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合。ただし、その後、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は翌年から交付を再開することができる。
- 4 資金の返還
  - (1) 前項(1)から(6)までの事項に該当した場合、その時点が既に交付した資金の対象期間中である時は、残りの対象期間の月数分（当該事項が生じた月を含む。）の資金を月単位で返還しなければならない。ただし、病気、災害などのやむを得ない理由がある場合には、返還免除申請をすることができる。
  - (2) 前項(7)に該当した場合には、資金を全額返還しなければならない。
- 5 遵守事項
  - (1) 資金の受給を中止する場合は中止届を、就農を休止する場合は休止届を提出すること。
  - (2) 交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告書を提出すること。また、交付終了後5年間、毎月7月末及び1月末までに

その直近6か月の作業日誌を提出し、毎年1月末の報告においては、「みどりチェック」チェックシートを添付して提出すること。

- (3) 交付期間内及び交付期間終了後5年間に居住地を転居した場合は、転居後1か月以内に住所変更届に住民票等を添えて提出すること。
- (4) 交付申請に関する証拠書類は、交付金の交付が完了した年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておくこと。

様式第4号（第11条関係）

番 年 月 日  
号

様

寒河江市長

令和8年度寒河江市新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）交付事業  
に関する届出等に係る承認通知書

先に提出のあった令和8年度寒河江市新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）  
交付事業に関する下記の届出等については、承認します。

記

1 届出等の内容

様式第5号（第14条関係）

番 年 月 日  
号

様

寒河江市長

令和8年度寒河江市新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）返還請求書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定した令和8年度寒河江市新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）については、令和8年度寒河江市新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）交付要綱第14条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

- |   |       |         |
|---|-------|---------|
| 1 | 既交付金額 | 円       |
| 2 | 返還額   | 円       |
| 3 | 返還期日  |         |
| 4 | 返還理由  |         |
| 5 | 返還方法  | ※通知時に記載 |

様式第6号（第15条関係）

番 年 月 号 日

様

寒河江市長

令和8年度寒河江市新規就農者総合育成対策事業（経営開始資金）  
返還免除承認（承認却下）通知書

先に申請のあった令和8年度寒河江市新規就農者総合育成対策事業（経営開始資金）の返還免除については、承認（下記の理由で承認却下）したので通知します。

（以下、承認却下の場合記載）

記

承認却下に関する事項  
却下した理由（ )